

質 疑 回 答 書

平成 29 年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第 2 回）

【物件番号 3 枚方東牧野住宅用地 に関する事項】

大阪府住宅まちづくり部
住宅経営室 施設保全課

質疑 番号	要領の ページ	質 疑	回 答
1	-	<ul style="list-style-type: none"> 本件計画での事業収支を作成する中で登録免許税の算出を行うのに必要な評価額（㎡単価）を教えてください。事前に所有権移転登記費用（登録免許税）を大阪府の方で算出している場合はご提示ください。 	<ul style="list-style-type: none"> 登録免許税算出に必要な当該事業用地の近傍類似地の平成29年評価額を枚方市に確認したところ、95,960 円/㎡とのことでした。登録免許税については、税務官署へご確認ください。
2	-	<ul style="list-style-type: none"> 既存建物の水道負担金（枚方市上下水道局）について引継ぎはありますか。あれば金額を教えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> 枚方市へ確認したところ、当該事業用地内に1個（1個×145,600円×消費税=157,248円）分の水道分担金（負担金）が残っているため、これを落札事業者へ引き継ぎます。引き継ぎの手続き等については、落札事業者において、枚方市上下水道局と十分に協議等を行ってください。
3	-	<ul style="list-style-type: none"> 本件の用地に関して地元自治会又はコミュニティから何か要望はありましたか。また隣接地の清香学園第一幼稚園と何か取り決め事項等はありませんか。 	<ul style="list-style-type: none"> 特に要望、取り決めはありませんが、土地利用計画をもとに落札者において、十分に説明・協議を行ってください。
4	6	<ul style="list-style-type: none"> サービス付き高齢者向け住宅についても福祉施設と考え、建設可能と考えても良いか。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条に規定するサービス付き高齢者向け住宅に登録し、かつ、老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームに該当する施設は建設可能です。